

〈一般委託〉

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

市立馬堀中学校危険樹木剪定・伐倒等業務委託 仕様書

市立馬堀中学校危険樹木剪定・伐倒等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、市立馬堀中学校の敷地内において、監督員の指示に基づき危険樹木の剪定・伐倒等を行うものである。
2	履行期間	契約日から令和6年3月15日まで
3	施行場所	市立馬堀中学校
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	特になし
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位（ /本）
9	支払方法	本件は実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	<ul style="list-style-type: none">・業務の施行に当たっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和5年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。・作業範囲は急傾斜地であるため、別紙の位置図・写真を参考にして、入札に参加する前に必ず現地確認を行うとともに、本業務を履行可能であるか確認すること。・その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	教育委員会事務局教育総務部学校管理課 中川 046-822-8476

内 訳 書

(税抜)

種 別	細 別	単 位	予 定 数 量	上 限 単 価 (円)	契 約 単 価 (円)
1 樹木管理	①	高木剪定 常緑樹 基本剪定 幹周基準値90~119cm	本	4	13,000
		高木剪定 常緑樹 軽剪定 幹周基準値90~119cm	本	4	10,250
	②	立木伐採(枯損木・倒木処理) 人力 幹周基準値90~119cm	本	4	30,300
		立木伐採(枯損木・倒木処理) 機械 幹周基準値90~119cm	本	4	27,150
2 急傾斜地 樹林管理	①	枝落とし 胸高基準値直径51~60cm	本	18	33,500
	②	伐倒 胸高基準値直径51~60cm	本	18	49,500

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

※契約単価欄は、契約者が記入すること

※幹周は原則として地際より1.2m上がりの位置を測定すること

業 務 仕 様 書

1. 業務目的 本業務は、市立馬堀中学校の敷地内において、監督員の指示に基づき危険樹木の剪定・伐倒等を行うものである。
2. 履行場所 市立馬堀中学校
3. 履行期間 契約日から令和6年3月15日まで
4. 委託料の支払い
 支払いは出来高払いとし、業務終了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
5. 一般事項
 - (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。本件以外の受託業務等の都合により、本業務の履行に支障のないよう人員・機材等を準備すること。
 - (2) 作業範囲の概要については、別紙の位置図・写真を参考とするが、入札に参加する前に、必ず現地確認を行い、本業務を履行できる能力を有しているか確認すること。
 - (3) 具体的な作業内容については契約後に監督員より指示する。受託者は監督員と協議した作業内容・履行期限を遵守すること。
 - (4) 危険度が高いなど緊急に対応が必要な樹木を発見した場合その他自然災害により緊急を要する作業が必要になった場合等については、随時口頭により追加で指示を行う。
 また、現場確認や作業の際に、学校施設や隣接地・道路へ被害を及ぼすおそれがあり緊急に対応が必要な樹木を発見した場合は、速やかに監督員と学校長に報告し、指示を受けること。
 - (5) 作業に当たっては、児童生徒等学校利用者、近隣住民等の安全に十分注意し、怪我、損傷やその他の事故が生じた場合には受託者の責任において処置すると共に、併せて、事故等の状況を速やかに監督員に報告すること。
 - (6) 学校内外の施設にも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたすおそれのない様に十分注意し、万全の策を講ずること。施設に損傷を及ぼす事故等が発生した場合は、受託者の責任において原状復旧を行うと共に、併せて、事故等の状況を速やかに監督員に報告すること。
 - (7) 原則としてグラウンド内への作業車の進入については不可としているが、作業内容により監督員及び学校長と協議することとする。
 - (8) 具体的な作業日程については、事前に監督員及び学校長と協議すること。作業終了後も速やかに報告を行うこと。

- (9) 監督員より全体の進捗や概算額について報告を求められた場合は、速やかに資料等を提出すること。
- (10) 完了届を提出する際に、業務内訳書・樹木等位置図・作業写真（全景・着手前・作業中・完了）を添付すること。
- (11) 本業務には、業務に必要な伐採・剪定等時の養生、発生物の収集、片付け、運搬、処分、清掃、機材・車両（高所作業車等）、学校との連絡や近隣への通知、現場確認にかかる一切の費用、諸経費等が含まれる。
- (12) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議を行い、委託者の指示に従うこと。

6. 業務内容

業務内容	
1) 樹木管理	
①高木剪定	基本剪定（常緑樹手入：幹周基準値90～119cm） 軽剪定（常緑樹手入：幹周基準値90～119cm）
②立木伐採	（人力：幹周基準値90～119cm） 機械(チェーンソー刈り)：幹周基準値90～119cm） 枯損木処理・倒木処理を含む
2) 急傾斜地樹林管理	
①枝落とし	（吊るし切り：胸高基準値直径51～60cm）
②伐倒	（吊るし切り：胸高基準値直径51～60cm）

7. 業務仕様

(1) 樹木管理

- ① 高木剪定は、基本剪定と軽剪定とし、その方法は次のとおりとする。
作業を依頼する樹木が高木・法地の樹木で、大半の樹高が10m超であり、20m超の樹木もあることを留意すること。
 - (ア) 基本剪定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、密生した枝や不必要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。
なお、特に監督員より指示がない場合には、切詰め、切返し、枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこととする。
 - (イ) 軽剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、切詰め、枝すかし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。
 - (ウ) 高木剪定の基本剪定は、常緑樹の幹周（90～119cm）を基準とし、軽剪定は、常緑樹の幹周（90～119cm）を基準とする。
樹種や幹周の異なる場合は別紙「換算表」により精算するものと

する。

(工) 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。

(オ) サクラの木の太い枝・幹の切除切り口については、防腐剤の塗布を必ず行なうこと。

(カ) 切り取った枝葉は、学校内には放置せずに、速やかに場外へ片付けること。

② 立木伐採については、幹周90～119cmを基準とし、幹周の異なる場合には、別紙「換算表」により精算するものとする。

③ 立木伐採は「機械等により根元付近から立木を切り倒すこと」をいい、主幹を残して太い枝を切り落とす場合や、樹高を大幅に抑える丈詰めは高木剪定となる。

胸高以下で主幹が枝分かれしている場合で、一部の幹を枝分かれした根元付近から伐採することについては伐採幹周の立木伐採とするが、一つの根を持つ樹木において、複数本の株立部分の伐採を行なうことで合計の施行金額が主幹周の立木伐採金額を上回る場合は、主幹周の立木伐採金額とする。

④ 枯損木や倒木処理は立木伐採の単価とする。倒木処理は倒木で地面から露出した部分の根の撤去処分も含むものとする。ただし、樹上にある小規模な折れ枝・枯れ枝の撤去は軽剪定とし、折れて地面に落下した太い枝の撤去処分は、折れた箇所を幹周の立木伐採とする。

⑤ 高所作業車は、高所作業車の使用が必要な、学校管理上支障のある学校敷地内の高木の剪定等を行う場合に使用することとし、車両、運転者、交通誘導員等必要な人件費、回送費、諸経費等は剪定及び伐採等の単価に含むものとする。また、使用前に学校長の承認を得ること。

なお、運搬処理する際、枝等を散乱させないように十分注意すること。

⑥ 剪定枝の処分先は、チップ化作業場とする。

(2) 急傾斜地樹林管理

① 枝落とし・伐倒については、原則として傾斜の勾配が30度以上かつ高さが5m以上のがけ地で作業を行う場合に適用し、吊るし切り作業により枝・幹を安全に降下させること。

なお、胸高直径(51～60cm)を基準とし、直径の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

② 伐採した枝等の処分先は、チップ化作業場とする。

8. その他

(1) 環境配慮推進の取組みについて

本市では、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現を目指し、横須賀市環境マネジメントシステム(YES)を構築し、全ての事務・事業における環境配慮の推進に取り組んでいるため、

受託者においても、このシステムの趣旨を理解のうえ、環境保全活動への配慮をすること。

- (2) 環境保全活動に係る提出資料について
 - 受託者は、廃棄物処理（剪定枝、草等）について、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出すること。
 - ① 資源化施設又は積替保管施設の計量票を提出すること。
 - ② チップ化を証明できる書類を提出すること。
- (3) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の契約不適合事項については、受託者の責任により処理すること。
- (4) この内訳表の契約単価で示した種別以外の種別および業務が発生した場合については、協議により決定する。協議が整わない場合は、上記業務を他業者に委託する場合がある。
- (5) 本仕様書の履行場所以外であっても、緊急を要する業務が発生した場合は、協議により委託する場合がある。
- (6) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

換算表

1 高木剪定

①基本剪定

常緑樹手入の幹周90～119cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
30cm未満	0.27本	0.11本	0.16本
30～59cm	0.38本	0.21本	0.23本
60～89cm	0.62本	0.38本	0.47本
90～119cm	基準値	1.0本	1.0本
120～149cm	1.9本	1.9本	2.1本
150～179cm	3.2本	3.2本	3.2本
180～209cm	4.6本	4.7本	4.3本
210～239cm	6.2本	6.4本	5.4本
240～269cm	7.8本	8.3本	6.4本
270～300cm	9.6本	10.3本	7.5本
301cm以上	14.5本	15.5本	11.3本

②軽剪定

常緑樹手入の幹周90～119cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
15cm未満	0.10本	0.03本	0.02本
15～29cm	0.24本	0.09本	0.10本
30～59cm	0.37本	0.19本	0.19本
60～89cm	0.59本	0.40本	0.36本
90～119cm	基準値	1.0本	1.0本
120～149cm	1.8本	1.9本	1.8本
150～180cm	3.0本	3.1本	2.8本
181cm以上	4.1本	4.2本	3.8本

2 立木伐採

①人力刈り

幹周90～119cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値
20cm未満	0.03本
20～29cm	0.05本
30～59cm	0.19本
60～89cm	0.50本
90～119cm	基準値
120～149cm	1.5本
150～199cm	2.5本
200～250cm	6.0本
251cm以上	11.8本

②機械(チェーンソー)刈り

幹周90～119cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値
20cm未満	0.03本
20～29cm	0.06本
30～59cm	0.21本
60～89cm	0.52本
90～119cm	基準値
120～149cm	1.6本
150～199cm	2.6本
200～250cm	5.9本
251cm以上	11.8本

3 急傾斜地樹林管理

①枝落とし

胸高直径51～60cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

直径	換算値
11cm未満	0.09本
11～20cm	0.15本
21～30cm	0.22本
31～40cm	0.37本
41～50cm	0.67本
51～60cm	基準値
61～70cm	1.5本
71～80cm	2.3本
81～90cm	3.4本
91～100cm	5.1本
101cm以上	7.7本

②伐倒

胸高直径51～60cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

直径	換算値
11cm未満	0.09本
11～20cm	0.15本
21～30cm	0.21本
31～40cm	0.36本
41～50cm	0.67本
51～60cm	基準値
61～70cm	1.5本
71～80cm	2.3本
81～90cm	3.4本
91～100cm	5.1本
101cm以上	7.7本

別紙

位置図（馬堀中学校）

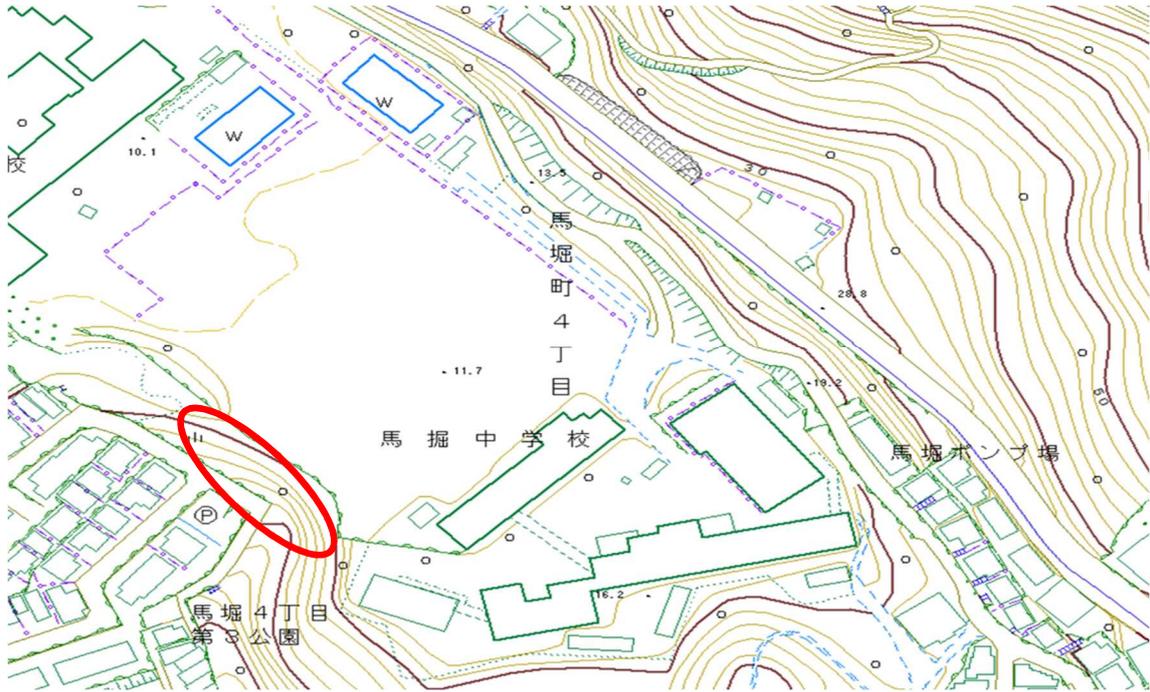


写真 (参考)



